

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（お知らせ）

新緑の候、皆さまにおかれましてはますます御健勝のことと存じます。日頃から本校の教育活動に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日以降、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行することに決定いたしました。それに伴い、東京都教育委員会より、「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営におけるガイドライン（都立学校）」が廃止となり、学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方が新たに示されましたのでお知らせいたします。また、感染の状況等により対応を変更し、教育活動を制限する場合があります。生徒並びに保護者の皆様におかれましては、引き続き39メール、ホームページなど学校からの通知連絡等を御確認の上、御理解と御協力をお願いします。

記

1 【学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方】

- 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、
 - ・「**家庭との連携による生徒の健康状態の把握**」
 - ・「**適切な換気の確保**」
 - ・「**手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導**」といった対策を講じることが、引き続き重要である。
なお、感染状況が落ち着いている平時においてはこれ以外に特段の感染症対策を講じる必要はない。
 - ・「**学校教育活動においては、マスクの着用を求めない**」ことが基本となる。
- 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、
 - ・「**近距離**」「**対面**」「**大声**」での発声や会話を控える。
 - ・「**生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保**」する等の措置を一時的に講じる事がある。

2 【新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて機動的に講ずべき措置】

- 生徒の感染が判明した場合には、学校保健安全法に基づく**出席停止**の措置を講じる。その際、生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、オンライン学習等の必要な配慮を行う。
- 学校の臨時休業については、現に学校内で感染が広がっている可能性に対して、生徒の学びの保障の観点等に留意しつつ、必要な範囲、期間において機動的に対応する。

3 【学校における出席停止措置の取扱いに関する留意事項】

- 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒等の出席停止の期間は、「**発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで**」を基準とする。
- 出席停止解除後、**発症から10日間を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨する。**
- 出席停止の期間を短縮することは、新型コロナウイルス感染症においては、基本的に想定されない。
- 令和5年5月8日以降は、**濃厚接触者としての特定は行われ**ないこととなるため、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とするものではない。
- 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった生徒については**合理的な理由等があると校長が判断した場合**には承認することがある。
- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しない。その際、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限するものではない。
- 生徒等本人や保護者の意向に基づかず、医療機関での検査や検査キットによる検査は求めない。

☆マスクの着用について

- ①学校教育活動においては、生徒等及び教職員に対し、マスクの着用を求めないことが基本となる。
ただし、登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、生徒及び教職員についても、マスクを着用することが推奨される。
- ②基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由により着用できない生徒もいることから、そういった者にマスクの着脱を強いることのないようにする。生徒の間でも着用の有無による差別・偏見等がないよう適切な指導を行う。
- ③新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含めて、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は生徒に対してマスクの着用を促すことも考えられるが、そういった場合においても、生徒にマスクの着用を強いることのないようにする。
- ④咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう生徒に指導することが必要である。咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、ティッシュ・ハンカチや、袖、肘の内側を使って、口や鼻をおさえることである。

「各自に必要な持ち物」

- ✓ 清潔なハンカチ・ティッシュ
- ✓ (必要に応じて) マスク
- ✓ (必要に応じて) マスクを置く際の清潔なビニールや布等

【日野高校 感染症予防基本行動5か条】

- ① **毎朝検温、健康観察の実施** (咳、発熱、息苦しさ、喉の痛み、だるさ、頭痛、味覚障害・嗅覚障害等などの体調不良等の症状が一つでも見られる場合は登校せず、直ちに受診する)
登校時の確実な健康チェック (登校前に検温、感染拡大期、行事等の時は校舎に入る前にサーモグラフィ等で再確認)
- ② **教室等における密集の回避** (生徒等同士の間隔を必要に応じて1 m以上程度確保)
- ③ **常時換気の徹底** (感染拡大期、行事等の時はCO₂測定器による計測を活用、機械換気の常時運転、二方向での自然換気、喫食前後の十分な換気)
- ④ **食器やジャグ等の飲食での共用は原則しない。** **適切な換気を確保するとともに大声での会話は控える。** **感染可能性がある場合では原則机を向かい合わせにしない。** 向かい合わせにする場合は一定の距離(1 m以上程度)を確保する。配慮を心掛け、特に黙食は必要ない。
- ⑤ **入校入室時の手指消毒、食事前後の手洗・手指消毒、共用物使用後の手指消毒の徹底**

問い合わせ先

都立日野高等学校 副校長 渡邊 由紀

TEL 042-581-7123 FAX 042-581-5835